

## 第 3 回

### 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

平成14年7月13(土)10:00~  
周南地域地場産業振興センター

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町  
合併協議会事務局

# 目 次

	頁
議案第 2 2 号 合併協定項目 5 「財産及び公の施設の取扱い」 .....	1
議案第 2 3 号 合併協定項目 12 「組織及び機構」 .....	2
議案第 2 4 号 合併協定項目 14 「使用料・手数料の取扱い」 .....	4
議案第 2 5 号 合併協定項目 21 「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」 .....	10
(2) 「都市計画・建設事業」、(4) 「消防・防災事業」、(5) 「環境衛生、環境保全事業」	
(6) 「教育事業」、(7) 「保健・福祉事業」、(8) 「介護保険制度」、(10) 「情報公開制度」	
(14) 「表彰制度」	

〔議案第22号〕

合併協定項目5「財産及び公の施設の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年7月13日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

2市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日決定

〔議案第23号〕

合併協定項目12「組織及び機構」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年7月13日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

#### 記

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

#### 総括方針

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

## 個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。
- (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。  
総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。
- (4) 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- (5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。

地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。

また、委員構成等については、2市2町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

平成 年 月 日決定

〔議案第24号〕

合併協定項目14「使用料・手数料の取扱い」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年7月13日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会 長 河 村 和 登

記

（調整の総括方針）

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりにする。

また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

（個別調整方針案） \_\_\_\_\_ 別紙

平成 年 月 日決定

合併協定項目 1 4 「使用料・手数料の取扱い」個別調整方針案

協 定 項 目	1 4 使用料・手数料の取扱い	
調 整 の 方 針	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. ( )の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市に移行後、速やかに調整する。	5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 7. その他

1. 使用料

分 類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針案	ページ
コミュニティ関係	徳山市大津島ふれあいセンター 徳山市向道湖ふれあいの家 徳山市榎浜コミュニティ・センター	富田東地区コミュニティセンター 地域交流センター 福川南地区コミュニティセンター 福川地区コミュニティセンター			5	1
福祉関係	徳山市尚白園 徳山市東福祉館	新南陽市川崎会館	熊毛町高水会館		5	3
	徳山市社会福祉センター	新南陽市総合福祉センター			1	5
	徳山市老人休養ホーム太華荘	新南陽市老人休養ホーム嶽山荘			1	7
	寡婦寮「徳山市万葉荘」				1	9
	西部老人憩の家 久米老人憩の家	和田老人憩の家 和田老人作業所		石船温泉憩の家 鹿野町高齢者生産活動センター	1	10
保健衛生	徳山市保健センター	新南陽市保健センター	熊毛町母子健康センター	鹿野町母子健康センター	1	12
	徳山市休日夜間急病診療所				1	14
		新南陽市民病院			1	15
	《周南地区衛生施設組合》	新南陽市斎場	《周南地区衛生施設組合》	鹿野斎場	4	16
勤労福祉	徳山市勤労福祉センター 徳山市勤労青少年ホーム	新南陽市勤労青少年ホーム	雇用促進事業団委託熊毛勤労者総合福祉センター		5	18
農林水産	須々万市地区農業集落排水施設 須々万山手地区農業集落排水施設	高瀬地区農業集落排水施設			5	20
	徳山市農村環境改善センター 須金農村環境改善センター		熊毛町東善寺やすらぎの里	鹿野町わかもの定住センター 山村広場、ふれあいひろば 大潮田舎の店	1	22
	徳山市有林野	新南陽市有林野	熊毛町有林野	鹿野町有林野	1	24

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針案	ページ
農林水産	杓・大島地区漁業集落排水施設				1	26
	徳山市漁港管理施設	新南陽市漁港管理施設			5	28
	徳山市地方卸売市場				1	30
	徳山市地方卸売市場水産物市場					
商工観光	徳山市立動物園				1	31
	徳山市営国民宿舎 湯野荘				1	32
	徳山市有第1、3泉源、第2泉源、第5泉源		熊毛町営温泉第一泉源、第二泉源、楠泉源		5	34
		新南陽市高瀬キャンプ場		鹿野町長野山緑地等利用施設 鹿野町オートキャンプ場	5	36
			熊毛町営温泉プール		5	38
建設関係	徳山市道路占用	新南陽市道路占用	熊毛町道路占用	鹿野町道路占用	2 (徳・新)	40
	徳山市営駅前駐車場 徳山市営代々木公園地下駐車場	新南陽駅前広場駐車場	高水駅前駐車場 勝間駅前駐車場 大河内駅前駐車場 熊毛インター駐車場	上市駐車場 本町上駐車場 本町下駐車場 上野駐車場 下市駐車場	1	43
	徳山市営住宅	新南陽市営住宅	熊毛町営住宅	鹿野町営住宅	5	45
	徳山市特定公共賃貸住宅	新南陽市特定公共賃貸住宅		鹿野町特定公共賃貸住宅	1	47
	徳山市準用河川占用・採取	新南陽市普通河川占用・採取			2 (徳)	48
	徳山市下水道	新南陽市下水道	熊毛町下水道	鹿野町下水道	5	50
			熊毛町小規模下水道		5	52
	都市公園		施設使用(軽食施設・永源山公園)			1
行為の許可		行為の許可	行為の許可		2 (徳)	54
公園占用		公園占用	公園占用		2 (徳)	55
教育関係	徳山市立幼稚園入園・保育	新南陽市立幼稚園入園・授業	熊毛町立幼稚園授業	鹿野町立幼稚園保育	2 (徳)	56
	徳山市教員住宅	新南陽市学校職員宿舎		鹿野町教職員住宅	1	58
	徳山市学校施設	新南陽市学校施設	熊毛町立学校施設	鹿野町立学校施設設備	3	60
社会教育	徳山市公民館(31公民館)	新南陽市中央公民館 新南陽市和田公民館 新南陽市福川公民館	熊毛町中央公民館 熊毛町高水公民館 熊毛町大河内公民館	鹿野町公民館	4	62
			熊毛町三丘徳修館		4	64



分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針案	ページ
社会教育			熊毛町高水ふれあいセンター		4	65
			熊毛町勝間ふれあいセンター		4	66
			熊毛町鶴いこいの里		1	67
	徳山市大田原自然の家			鹿野町青年の家	1	68
	徳山市文化会館	新南陽市社会文化ホール 新南陽市ふれあいセンター			5	69
	徳山市市民館				1	73
	徳山市美術博物館	新南陽市郷土美術資料館			1	75
	徳山市回天記念館				1	76
体育施設	徳山市総合スポーツセンター				1	77
	徳山市陸上競技場	新南陽市体育館	熊毛勤労者体育センター	鹿野町総合体育館	4	79
	徳山市野球場	新南陽市武道館	熊毛町武道館	鹿野町プール		
	徳山市水泳場	新南陽市市民球場	熊毛町民水泳プール	鹿野町庭球場		
	徳山市庭球場	新南陽市市民プール				
	徳山市ソフトボール球場					
	徳山市サッカー場					
	徳山市アーチェリー場					
	徳山市補助競技場					
	徳山市運動広場					
徳山市二葉屋開作公園庭球場	新南陽市永源山公園プール	運動場		5	83	
徳山市華西公園夜間照明施設	新南陽勤労者体育センター 高瀬サン・スポーツランド	テニスコート バレーコート 夜間照明施設 水泳プール				
徳山市地区運動場				1	85	

表内の網掛けは、3市2町調整方針案を変更したもの

2. 手数料

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針案	ページ
住民窓口	戸籍・除籍に関する証明交付及び閲覧	戸籍・除籍に関する証明交付及び閲覧	戸籍・除籍に関する証明交付及び閲覧	戸籍・除籍に関する証明交付及び閲覧	1	86
	住民・外国人登録に関する証明交付及び閲覧	住民・外国人登録に関する証明交付及び閲覧	住民・外国人登録に関する証明交付及び閲覧	住民・外国人登録に関する証明交付及び閲覧	2 (徳・新・熊)	
	印鑑に関する証明交付	印鑑に関する証明交付	印鑑に関する証明交付	印鑑に関する証明交付	2 (徳・新・熊)	
	臨時運行許可申請	臨時運行許可申請	臨時運行許可申請	臨時運行許可申請	1	
	その他証明	その他証明	その他証明	その他証明	2 (徳・新・熊)	
税 務	課税及び納税に関する証明	課税及び納税に関する証明	課税及び納税に関する証明	課税及び納税に関する証明	2 (徳・新・熊)	88
	資産に関する証明	資産に関する証明	資産に関する証明	資産に関する証明	2 (熊)	
	その他証明	その他証明	その他証明	その他証明	2 (徳・新・熊)	
	公簿、図面の閲覧	公簿、図面の閲覧	公簿、図面の閲覧	公簿、図面の閲覧	2 (徳・新・熊)	
	複写(分限図)	複写(分限図)	複写(分限図)	複写(分限図)	2 (徳)	
	住宅用家屋証明 税督促	住宅用家屋証明 税督促	住宅用家屋証明 税督促	住宅用家屋証明 税督促	1	
保健衛生	徳山市休日夜間急病診療所診断書交付 徳山市休日夜間急病診療所証明書交付				1	14
		新南陽市民病院			1	15
	狂犬病予防注射済票交付 狂犬病予防注射済票再交付	狂犬病予防注射済票交付 狂犬病予防注射済票再交付	狂犬病予防注射済票交付 狂犬病予防注射済票再交付	狂犬病予防注射済票交付 狂犬病予防注射済票再交付	1	90
環境衛生	し尿処理	し尿収集	し尿汲取	し尿収集運搬	5	92
	廃棄物処理	家庭系廃棄物処理	可燃物収集	廃棄物処理	2 (徳・新)	94
	粗大ごみ処理	粗大ごみ処理	粗大ごみ収集	粗大ごみ収集	5	96
	一般廃棄物処理業等の許可申請	一般廃棄物処理業等の許可申請			2 (徳)	101
農 林	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付	1	103
	家畜診療費				1	105
			農地現況確認証明		2 (熊)	107

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針案	ページ
都市計画	開発行為許可申請				2 (徳)	109
	確認申請 完了検査申請 中間検査申請				2 (徳)	110
都市計画	優良宅地造成認定申請 優良住宅新築認定申請 良質住宅新築認定申請	優良宅地造成認定申請 優良住宅新築認定申請 良質住宅新築認定申請	優良宅地造成認定申請 優良住宅新築認定申請 良質住宅新築認定申請		2 (徳)	111
消 防	消防法に基づく納付手数料 石油コンビナート等災害防止法等に基づく検査	消防法に基づく納付手数料 石油コンビナート等災害防止法等に基づく検査	《消防法に基づく納付手数料》 《石油コンビナート等災害防止法等に基づく検査》 光地区消防組合手数料	消防法に基づく納付手数料 石油コンビナート等災害防止法等に基づく検査	1	112
	罹災その他災害に関する証明	罹災証明、その他証明	被災証明、その他各種証明	罹災その他災害に関する証明	2 (徳・新)	114
	水張・水圧検査	水張・水圧検査	水張・水圧検査	水張・水圧検査	1	116

表内の網掛けは、3市2町調整方針案を変更したもの

〔議案第25号〕

合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」のうち、(2)「都市計画・建設事業」、(4)「消防・防災事業」、(5)「環境衛生・環境保全事業」、(6)「教育事業」、(7)「保健・福祉事業」、(8)「介護保険制度」、(10)「情報公開制度」、(14)「表彰制度」について、次のとおり調整したので、協議決定を求める。

平成14年7月13日提出

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会  
会長 河村和登

#### 記

(調整の総括方針)

住民負担、行政サービスにかかる各種制度については、健全財政に配慮しつつ、合併効果による住民生活の質的向上が図られるよう、次の考え方で調整するものとする。

- (1) 各種制度については、少子高齢化・情報化社会等、時代のニーズに配慮し調整する。
- (2) 各種制度については、総体的に住民にとって不利益とならないよう調整に努める。
- (3) 各種制度については、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう速やかな統合に努める。

合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」

- (2)「都市計画・建設事業」、(4)「消防・防災事業」、(5)「環境衛生・環境保全事業」、
  - (6)「教育事業」、(7)「保健・福祉事業」、(8)「介護保険制度」、(10)「情報公開制度」、
  - (14)「表彰制度」
- 別紙

平成 年 月 日決定

関係項目	(2) 都市計画・建設事業
------	---------------

項目	事業実施市町				調整の方針案	ページ
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町		
市町道等の管理等	市町道等の管理等について				市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。	1
	市町道認定基準について				2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。	
	認定外道路指定基準について				徳山市の例により調整する。	
	生活道路等について				徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町的生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。	
都市計画区域及び用途地域					新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。	4
下水道受益者負担金制度					現行のまま新市に引継ぐこととするが、将来的には賦課についての検討を行うものとする。	6

関係項目	(4) 消防・防災事業
------	-------------

項目	事業実施市町				調整の方針案	ページ
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町		
消防団員の定員、任期、定年					新市に移行後、速やかに調整する。	8
消防団組織					新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	10

関係項目	(5) 環境衛生、環境保全事業
------	-----------------

項目	事業実施市町				調整の方針案	ページ
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町		
し尿収集					徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。	12
ごみ収集					新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	14
指定ごみ袋					新市に移行後、速やかに調整する。	16

関係項目	<b>(6) 教育事業</b>
------	-----------------

項 目	事業実施市町				調 整 の 方 針 案	ページ
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町		
奨学金貸付事業					徳山市の例により調整する。 ただし、貸付額については上位のものに合わせる。	18
就学費の援助					新南陽市・鹿野町の例により調整する。	20
通学区(小・中学校)					新市に移行後、速やかに調整する。	22
学校給食 の状況	給食費				新市に移行後、速やかに調整する。	24
	公会計と私会計				新市に移行後、速やかに調整する。	
	センター方式と単独校方式				現行のまま新市に引き継ぐ。	
	業務委託				現行のまま新市に引き継ぐ。	
	幼稚園給食				現行のまま新市に引き継ぐ。	
公民館の管理、使用基準	休館日・開館時間				新南陽市の例により調整する。	26
	減免基準					
成人の日記念行事					新市に移行後、速やかに調整する。	28
美術展の開催					徳山市の例により調整する。	29
国指定文化財の状況					現行のまま新市に引き継ぐ。	31
県指定文化財の状況					現行のまま新市に引き継ぐ。	32
市・町指定文化財の状況					現行のまま新市に引き継ぐ。	33
同和教育推進体制					新市に移行後、速やかに調整する。	35
図書館の管理運営					新市に移行後、速やかに調整する。	37
スポーツの推進組織の状況					新市に移行後、速やかに調整する。	39
全国大会出場賞賜金の交付					新たに制度等を創設する。	42

関係項目	<b>(7) 保健・福祉事業</b>
------	--------------------

項 目	事業実施市町				調 整 の 方 針 案	ページ
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町		
心身障害児母子通園訓練事業					現行のまま新市に引き継ぐ。	44
福祉タクシー					徳山市、新南陽市の例により調整する。	46
重度心身障害児(者)福祉手当					新南陽市の例により調整する。	48
重度心身障害者医療制度					徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。	50

項 目	事業実施市町			調 整 の 方 針 案	ページ
	徳山市	新南陽市	熊毛町 鹿野町		
生きがい活動支援通所 (老人デイサービス)				徳山市、新南陽市の例により調整する。	51
軽度生活援助 (老人ホームヘルプサービス)				新南陽市の例により調整する。	53
生活管理指導短期宿泊 (老人ショートステイ)				徳山市の例により調整する。	55
配食サービス				利用料金については食材費実費相当分とするが、配食回数、配食時期と合わせて、新市に移行後、速やかに調整する。	57
紙オムツ給付				徳山市の例により調整する。	59
緊急通報装置				新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	61
敬老祝金				新南陽市の例により調整する。 ただし、支給額については、新市に移行後、速やかに調整する。	63
ねたきり老人等介護見舞金				新市に移行後、速やかに調整する。	65
保育料				新南陽市の例により調整する。 ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基準を参考に新市に移行後、速やかに調整する。	67
児童クラブ				新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、保育料は2,000円とする。	69
乳幼児医療				新南陽市、鹿野町の例により調整する。	71
母子家庭等就学・就職支度金				徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。	73
遺児福祉手当				遺児福祉手当と交通遺児手当を併せて新制度として整理する。	75
母子・父子医療	母子医療 父子医療			徳山市の例により調整する。	77
寡婦医療				新市に移行後、速やかに調整する。	79
小災害り災者援護				徳山市の例により調整する。	80
妊婦健康診査				公費による実施は、前期、中期、後期の3回とし、超音波検査については廃止する。住民税非課税世帯の妊婦に対しては、公費により2回追加実施する。	81
乳児健康診査				現行のまま新市に引き継ぐ。	83
幼児健康診査	1歳6か月健診			新南陽市、鹿野町の例により調整する。 歯科医師の体制が整えば、歯科の個別健診も検討する。	85
	2歳児健診			廃止する。	
	3歳児健診			現行のまま新市に引き継ぐ。	
	集団健診の場所、回数			新市移行後、検診者の人数を基本に調整する。	
成人健康診査				新南陽市、鹿野町の例により調整する。	87

関係項目	(8)介護保険制度
------	-----------

項目	事業実施市町 徳山市 新南陽市 熊毛町 鹿野町	調整の方針案	ページ
介護保険料 第1号被保険者保険料		新市において再計算し、国の基準に従って決定する。 なお、支払回数は10期とし、納期限については、新市に移行後、速やかに調整する。	90

関係項目	(10) 情報公開制度
------	-------------

項目	事業実施市町 徳山市 新南陽市 熊毛町 鹿野町	調整の方針案	ページ
市長・町長の資産等の公開		現行のまま新市に引き継ぐ。	93

関係項目	(14) 表彰制度
------	-----------

項目	事業実施市町 徳山市 新南陽市 熊毛町 鹿野町	調整の方針案	ページ

表内の網掛けは、3市2町調整方針案を変更したものの